

3 R・資源循環推進フォーラム規約

平成 18 年 5 月 31 日	総会決定
平成 19 年 5 月 22 日	一部改正
平成 21 年 5 月 12 日	一部改正
平成 22 年 4 月 28 日	一部改正
平成 26 年 5 月 23 日	一部改正
平成 29 年 5 月 22 日	一部改正
令和 6 年 4 月 1 日	一部改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本団体は、3 R・資源循環推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）と称する。

(所在地)

第 2 条 フォーラムは、事務所を東京都内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 フォーラムは、国民、事業者、行政、研究機関等が一体となって、発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の 3 R と資源循環の実施による循環型社会づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 3 R・資源循環に関する研鑽・啓発
- (2) 3 R・資源循環に関する先進的事業の実施・支援
- (3) 3 R・資源循環に関する調査研究の実施・支援
- (4) 3 R・資源循環に関する国内外の情報の収集、提供
- (5) 前 4 項に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 フォーラムの会員は、フォーラムの目的に賛同して入会した団体をもって構成する。

(入会)

第 6 条 フォーラムの会員になろうとする団体は、フォーラムの趣旨に賛同し、入会申込書の提出をもって会員とする。

(負担金)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、負担金を納入しなければならない。

2 自治体会員は負担金を免除する。

(退会)

第8条 会員がフォーラムを退会しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

第4章 組織及び運営

(役員)

第9条 フォーラムに、次の役員を置く。

理事 30名以内

監事 2名

2 理事及び監事は総会において選任する。

3 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、それぞれ総会において選出する。

4 会長は、フォーラムを代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 理事のうち、1名を専任理事とし、総会において選出する。

7 専任理事は、事務局を総括する。

8 監事は、フォーラムの会計を監査する。

9 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問(若干名)をおくことができる。顧問は理事会の承認を得て会長が指名する。

顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 顧問は、会長の求めに応じて本会の運営に関して助言をする。

(総会及び理事会)

第11条 フォーラムの議決機関として、総会及び理事会を置く。

2 総会は会長が招集し、役員任免、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、本規約の改正、その他理事会が必要と認めた事項を審議し、議決する。

3 理事会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項のほか、フォーラムの運営に関する重要な事項を議決する。

4 総会及び理事会は、毎年度、会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。総会及び理事会を同時に開催することができるものとする。

(総会の議決)

第12条 総会の議決は、議決について特別の利害関係を有する会員を除く会員の過半数が参加し、その過半数をもって行う。この場合、「参加」とは、予め書面又は電磁的記録によって意思表示した場合、及びWeb会議システムを利用した出席によって意思表示した場合を含むものとする。

(理事会の議決)

第 13 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が参加し、その過半数をもって行う。この場合、「参加」とは、予め書面又は電磁的記録によって意思表示した場合、及びWeb会議システムを利用した出席によって意思表示した場合を含むものとする。

(企画・運営委員会)

第 14 条 フォーラムの組織、制度、事業計画について審議するため、企画・運営委員会を設置することができる。

2 企画・運営委員会の運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 15 条 フォーラムの事業計画及び予算は、会長が作成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。ただし、次の総会までの期間に係る事務局運営費については、総会において事後承認することができる。

フォーラムの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に会長が事業報告書、収支決算書として作成し、監事の監査を経て理事会及び総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 フォーラムの会計年度は1年とし、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 18 条 フォーラムの事務を処理するため、事務局を公益財団法人廃棄物・3R研究財団に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第5章 雑 則

(委任)

第 19 条 この規約の施行について必要な事項については、理事会の決定するところによる。

附 則

この規約は、平成 18 年 5 月 31 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 21 年 5 月 12 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 26 年 5 月 23 日から施行する。

この規約の一部改正は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

この規約の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。